



地域安全ニュース

平成29年11月号

みんなで作ろう安全安心のまち

～犯罪・交通事故のない社会の実現を～

11月は児童虐待防止推進月間です

～児童虐待の早期発見へのご協力を～

★児童虐待とは・・・

・身体的虐待・性的虐待・怠慢または拒否（ネグレクト）・心理的虐待

以上の4つの行為をいいます。

虐待を家庭内の問題にとらえるのではなく、社会全体の問題としてひとりひとりが真剣に取り組んでいくことが必要です。

11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」期間

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシャルハラスメント等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。

ひとりで悩まずまずは相談を！

0570-0-55210

警察への相談は#9110 緊急の場合は110へ連絡を！

香芝市生活安全推進協議会